



# 11月・12月の予定



11月

12月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3 文化の日	4	5	6	7	8
9	10 ①	11	12	13	14	15
16 日本一 セミナー	17 サロン セミナー	18	19	20	21	22
23 勤労 感謝 の日	24	25	26	27	28	29
30②						

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8 サロン セミナー	9	10 ③	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 天皇 誕生日	24	25	26	27
28 JSK 仕事納め	29	30	31			

## ＜11月＞

①源泉徴収税額、特別徴収税額(10月分)の納付期限

②社会保険料、児童手当拠出金(10月分)の納付期限  
所得税予定納税第2期分納付

※1)9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

※2)個人事業税第2期分納付

### 【その他】

税務署や市町村から年末調整のための資料が届いていないでしょうか?各人から提出してもらう「扶養控除等(異動)申告書」、「配偶者特別控除申告書」、「保険料控除申告書」や証明書等の準備を呼びかけて行きましょう。

## ＜12月＞

③源泉徴収税額、特別徴収税額(11月分)の納付期限

④社会保険料、児童手当拠出金(11月分)の納付期限  
(31日が年末のため、年明け平成28年1月4日まで)

※3)10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)  
(平成28年1月4日まで)

※4)固定資産税(都市計画税)第3期分の納付  
(各市町村によって納付期限は異なります。)  
(平成28年1月4日まで)

### 【その他】

12月には賞与を支給される会社が多いのではないのでしょうか?賞与を支給した時は、支給日から5日以内に「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を所轄社会保険事務所に提出する必要があります。

## ● 年末年始の休業日についてお知らせ ●

平成27年12月29日(火)～平成28年1月4日(月)まで年末年始に伴い、休業させていただきます。

なお、1月5日(火)9時00分から通常営業となります。ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

## イベント紹介



平成27年9月6日(日)～7日(月)

上能が支部長を務める政経倶楽部大阪支部の例会として、広島県呉基地に行き、日本が誇る世界一の機能を持つ潜水艦はくりゅうに乗艦・見学をして参りました。

## じょうの 税理士上能は

いつでも、どこへでも  
でかけていきます。

お気軽に声をかけて下さい。  
また、お近くへお越しの際は、  
いつでもお気軽にお越し下さい。  
社員一同お待ちしております。